

「空知型観光まちづくり推進事業（台湾及びタイにおけるインフルエンサー招聘事業）」  
委託業務公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託する業務名

「空知型観光まちづくり推進事業（台湾及びタイにおけるインフルエンサー招聘事業）」委託業務

2 委託業務の目的等

空知地域における外国人観光客の約半数を占める台湾及びこれまで積極的なプロモーション活動を行ってきたタイでは、旅行情報の収集にブログやSNSなどが多く活用されており、台湾及びタイからの外国人観光客の誘致を進めるためには、こうした情報発信源を活用して、空知ならではの観光資源を効果的に発信していく必要がある。

こうしたことから、ブログやSNSなどを活用した情報発信において、大きな影響力を持つ台湾及びタイのインフルエンサーを招聘し、各観光資源の視察を実施することで、インフルエンサーによる管内観光情報の発信及び視察先の観光資源に係る意見の聴取を行い、空知のPR及び観光資源の磨き上げを実施する。

3 委託業務内容及び実施方法等

(1) 台湾及びタイのインフルエンサーの招聘に係る企画の立案・手配・旅程管理など

招聘に関して、視察コースの企画・運営、招聘者の選定、招聘者との連絡調整（招聘者への旅費及び謝金の支払い事務等を含む）、招聘者の旅行手配・保険手配（招聘者への旅費及び謝金等の支払いを含む）などを実施すること。

ア 招聘期間：令和元年（2019年）12月中旬～令和2年（2020年）2月中旬 3泊4日以上を基本とする。

※冬の観光資源を中心に視察するものとし、台湾及びタイのインフルエンサーを同日で招聘することも可とする。

イ 招聘者：台湾及びタイのインフルエンサー各1名以上

※台湾においては、ブロガーを基本とし、タイにおいては、Pantipなどの投稿型サイトやFacebookなどのSNSのインフルエンサーを基本とする。

ウ 招聘地域：空知管内とする。

エ 視察コースの企画・運営

(ア) 視察コースの提案・決定

視察コースの提案にあたっては、空知ならではの観光資源の魅力を体験できるものとしつつ、台湾人及びタイ人の嗜好を考慮した内容とすること。また、視察コースの決定にあたっては、空知総合振興局、招聘者及び訪問先等と十分協議の上行うとともに、視察を実施する際に、現地で十分な対応をしてもらえよう事前に訪問先等との調整を十分に行うこと。

(イ) 視察に係る宿泊・食事・移動手段の確保等一切の手配

(ウ) 招聘者とのコミュニケーションに必要な通訳及び添乗者の手配

(エ) 招聘者の保険手配

(オ) 行程表、招聘事業の趣旨説明及び視察先の情報に関する資料の用意

(2) インフルエンサーのブログやSNSなどを通じた情報発信依頼

インフルエンサーが持つブログやSNSなどの媒体を通じた情報発信を依頼すること。なお、情報

発信にあたっては、1つの媒体によるものではなく、2つ以上の媒体による情報発信を依頼すること。

(3) 視察に関する意見等の聴取

招聘中に招聘者と空知総合振興局や地域が意見交換を行う場を設けること。

※夕食時などに食事を行いながら、当該視察日の視察内容の振り返りを行う形式でも可とする。

また、招聘後においては、招聘者から管内の視察に関する感想・意見等の聞き取りを行うこと。

(4) 報告書の作成

インフルエンサーが発信したブログやSNSなどの記事（当該記事の閲覧数を含む）や聴取した感想や意見を報告書（日本語に翻訳したもの）としてまとめ、DVDもしくはCD-R等の媒体一体及び紙媒体A4判5部を作成する。

4 提案にあたっての留意事項

委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道空知総合振興局に帰属するものとする。

5 委託期間

委託契約締結日から令和2年（2020年）3月16日（月）まで

6 予算上限額

1,992千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

7 企画提案者の参加資格要件

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点の有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものがその構成員に含まれること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。)

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 8 選定業者数

1者を選定する。

## 9 参加表明書の提出

別紙の「参加表明書」を令和元年（2019年）8月6日付け公告に定める日までに提出してください。参加表明書提出後に当該公告に定める参加資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、参加表明書の提出は無効となります。

なお、「参加表明書」には、次の書類を添付してください。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人またはコンソーシアム構成員の概要」
- (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書又は住民票
- (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記(2)の書類及びコンソーシアム協定書の写し
- (4) 道税事務所または振興局・総合振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
- (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第1号様式））。
  - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

## 10 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道からの企画提案書提出の要請を受けた者は、『「空知型観光まちづくり推進事業（台湾及びタイにおけるインフルエンサー招聘事業）」委託業務』の企画提案書を提出してください。

## 11 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用してもかまいませんが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現としてください。
- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止します。

- (4) 提出部数は8部です。  
なお、企画提案書の社名は1部のみに記入し、残り7部には記入しないでください。
- (5) 提案内容は、すべて企画提案書に記載してください。別添となるパンフレットや補充資料、図面等については受理しません。また、提出された企画提案書は返却しません。
- (6) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

## 1.2 プレゼンテーションの実施

- (1) 企画提案された内容についてのプレゼンテーションを実施していただきます。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知します。
- (3) プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認められません。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をプレゼンテーションへの参加事業者とします。

## 1.3 参加表明・企画提案に係る留意事項

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とします。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知します。
- (3) 参加表明書の提出後に企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、参加表明の撤回があったものと見なします。また、プレゼンテーションに参加しない場合も、同様に企画提案の意思がないものとみなします。
- (4) 提出された参加表明書又は企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためのみを使用し、機密保持には十分配慮します。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。
- (5) 採択決定後、提出された提案書及び補足資料並びに契約書類に記載された事業概要（図・写真を含む）、委託先・コンソーシアム構成員の名称、契約金額（支出内訳を含む）については、公表・活用する場合がありますので、当該部分の公表・活用については、あらかじめ提案者の了解を得たものとして取り扱わせていただきます。
- (6) 提出された書類は、道において必要な場合、複製を作成することがあります。
- (7) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差し替え又は再提出は認めません。

## 1.4 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先

〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目

北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係 担当：佐藤

電話番号 0126-20-0063（直通）

FAX番号 0126-25-9712